



会議	43
議	10

資源委員会
第10回会議議事抄録

24年3月29日

資源委員会事務局

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	35
	867

867

日 時 昭和24年3月29日 午後1時40分～6時30分
出席者 会長 青木孝義 秘書官 相沢 治

委員(議長) 内田俊一 (事務局員) 安芸白一
瀬藤象二、内海清温、盛永俊太郎 堀義路
佐藤武三郎、松川恭佐、和達清夫、都留重人
伊藤武雄、岡田信次、大幡久一

参 与 和田栄太郎(代佐々木即) 三井新次郎
井上清太郎(代松木) 小沢久太郎(代森)
中村 豊(代松枝敏邦)

専門委員 興良知、藤田昶三、小柳美一(代並木)
土佐林忠夫、高橋治一郎、横田周平、黒沢辰代治
川上寿一、

関係官 大木佐武郎、伊藤剛(代赤岩) 好井茂海
其 他 奥田(朝日新聞社) 坂本進(衆議院専門
調査委員) 川島芳郎(TVA研究懇談会)

事務局 21名

経過報告 若林事務局員より月報NO.12に基き報
告した、尚前回問題になったSTACとの関係について
は事務局員よりSTAC自身がまだはつきりしないので当
分連絡をとり乍ら現状のまゝで行く。

会長挨拶 1週年を迎えて特に次の要旨の挨拶を行
った。 第1回の会議以来満1年を経過したが、此の間
目的達成に真摯な努力を重ねた委員、参与、専門委員の労
を謝し幾多の勧告となつた成果は実を結んだ、現在内外の
政治経済情勢は予断を許さず、経済九原則やドツテ声明は
更に資源利用の面が強く要請されて居り、人と資源と技術
の上に新たな分野を開拓して新く重大な責任を課せし再出

発を図られるよう希望した。

議 事

10-1 洪水予報組織要綱案(勸告第7号)

安芸事務局長：既に4ヶ所に洪水予報組織が出来たが之を一般化するのに法制化する必要がある。たまたま今国会に水防法が提出されるので水防の組織に先行すべき洪水予報組織を法制したいと考える。

横田専門委員：水防法の中に洪水予報組織が出来た様な条文を入れてもらいたい。即ち水位予報ということをはつきり認めてもらいたい。すると洪水予報組織の法制化が可能となり施行令以下でやる予算化される。

松本(井上参事代理)：水防法案の中に水位予報の入れて欲しいと勸告案にはつきり書いてもらいたい。今のまゝだと氣象予報の中に包含解釈される。

横田専門委員：氣象予報と水位予報が同じウエイトにあつて洪水予報が成立つという事を法規的に明らかにする。

堀委員：外の法律が出るときに、他の方から差支えがあると云つて問題になつた様に聞えるがもう少し情勢を聞きたい。

横田専門委員：洪水予報が実際に行われるには予算が必要である。来年度予算にも河川について8,000万円要求したが実際は1,000万円しか認められなかつた。しかし洪水予報が法規的に根拠があれば膨張れる。現在予報関係は消防法の中に水災災と水という字が2,3ヶ所

氣象台が氣象予報でやるという條項があるが、氣象台が水位予報までやる事は事実上不可能である。河川を担当する建設省がどうしても水位予報はやらねばならないが、それ

-2-
に対する法的根拠が今迄の河川法の中になくはないが、今度全部改められるわけで、その中的一部分として水防法が出されるので、その中にこのことをはつきりして貰いたい。

内海委員：今の話は水防法の内容であるが

横田専門委員：然り。要綱が閣議まで通つても力がないから、水防法の中の仕事として條項に入れる様に勸告されたい。

内海委員：この委員会が水防法の内容に干渉するという感じを受けるが。

横田専門委員：法律、政令、施行細則というところで実際に行動が起るのだから、この要綱がうまく行く様に、それに当はまる様に勸告されないと勸告は閣議で單なる申合せに終つてしまう

内海委員：組織とは

安芸事務局長：行政組織法か何かで出来るらしい。

内海委員：洪水組織法という言葉が説明の中にあつたが

近藤事務局長：行政組織法に盛り込むか、水防法に盛り込むかはつきりしていない。どちらか都合のいい方に盛り込んでもらいたいと思つている。

内海委員：委員会としてはそれだけでいいのではないのか。(水防法の中に水位予報の條項を入れることは)建設省内部の問題であるから茲ではこの組織要綱の内容がいいか悪いが、勸告として出すか出さないか決めればよい。

議長：ではその内容については異議はないか。

堀委員：洪水予報の目標を3つ書いてあるが、洪水予報は洪水の被害を最小限にするのが一番の目的であり、何か

そうでない様な言葉が色々書いてある。

安芸事務局長：これは将来貯水池が沢山出来たときその調書という問題で洪水予報が役立つ事にふれたので説明の方法がおかしい。

議長：それは適当に分り易く書く事に

三井参事：この要綱案は條文の形になつてゐるが少しゴツ／＼細く書きすぎている。

横田専門委員：先程の條文の最後に「本案が明確な法的根拠をもつて実施せられる場合には水防法案に氣象予報及び水位予報の條項を設けることが必要であると考えます」として讀みたい。

近藤事務局長：これは勸告文の中に入っているから書き出さなかつた。

大畑委員：法文の体裁で出すのか、要旨のみを勸告するのか。

内海委員：要するに要綱を列挙し、政府がそれを行う要するは資源委員会でもなくともよい。

都留委員：この要綱案自体が法律案にして欲しいのか政府の様なものでいゝのかはつきりしていない。是非入れてもらうたいものだけを強調すればよい。

議長：事務局より要旨を前文にして、この條文は一つの参考案としてまとめる書にする。

(又、意見があつたが議長の言の様に書き直すことにして本案は成立した)

10-2 利根川、北上川、最上川、淀川の洪水予報組織案(報告第2号)

内海委員：結論のところに水部会の仕事少し強く出す

ぎている、之は委員会として出すのだから削つた方がいい。

議長：その点露骨にならない様に書き直して出す事にします(修正は事務局一任)

10-3 失業対策に関する勸告案(勸告第6号)

(朗読)

堀委員：特異の対象があるのは考え方が問題である。

内海委員：水利用の団上調査など300人位のものを出すなら勸告案にしなくてもすむ。今やつてゐる河川総合調査をもつと大規模にやることはよいが。

好井関係官：この程度にするなら勸告案としてまとまらないと思うが。

大来関係官：知的失業者に限定して出すならいいが。

堀委員：前文はいゝが最後の四つの調査を勸告した様に見える、之は具体例にした方がいい。

安芸事務局長：その通りで、今必要とする問題を出しただけである。

佐藤委員：書き出しはいゝが結論は、産業合理化を人の整理だけを考えたのでは日本の産業は世界水準に達しない。もつと能率を上げる様になければならない。それには施設を入れかえるとか改良しなければならぬ。その生産施設の改良に重点をもつて行くべきだ。その部分には失業者が出るが、施設を改めることに金がかかる。その金は人を吸収する。輸入品以外の資材を使って産業を合理化する場合金は悉く人件費になるから、そこに大きな失業対策として使われる金があるなら、それを設備に使えばどこかに人を吸収できる。然し施設が出来上つたときは失業者が出る。それまでに何年かかるのでその間に新しい資

源を見出しそれによつて新しい産業を起して行くという方向をとらねば失業者はどうしても出る。資源委員会がそれをまとめることは行過ぎかも知れないが少数な特定な人を対象としては一案に附されはしまいか。

好井関係官：土地調査法という様なものを押して行つて之がいいのだといった方がよい。

安芸事務局長：我々も新しい仕事を見つけるために取敢えず我々の取扱つてゐる範囲内で行動しうるものを考えた。

大束関係官：もう少し限定した方がよい。

好井関係官：調査研究をもつとやらねばならない。そしてとして失業対策になるとした方が有意義である。

安芸事務局長：内容はそういう説明になつてゐる。

瀬藤委員：資源委員会から見た失業対策の一環という事にして、一般的な人的資源についてはSTACがやるべきである。

議長：具体的措置としては之だけじゃないという様にする。

佐藤委員：失業者に早く本当に生産的の部面へ之を吸収する為には、調査が不十分だから調査をやる、それが失業対策になるという書き方でよい。それに水産物を入水して頂きたい。

(適当な修正を行つて勧告する事を可決)

10-4 鉄道電化に対する勧告案 (勧告第5号)

(書翰と論旨要約の併記)

黒沢事務局長：部会で問題になつたのは、鉄道電化は国鉄のみならず国民全体にとつて非常に有利であり、電化によつて節約される石炭は新鉱開発の困難より確実性があると

いう事から強力に推進したい。一方運輸省は昭和24年度工事予算が極端に切りつめられているとき出来そうもない。或いは北海道狩勝峠の事故をあげてあるが、そこを電化する事を勧告する様に聞えると困るという意見が運輸省から出た。

議長：勧告案1冊と附録3冊があり大部であるから一々説明せず質問のあつた際述べて貰ふことにする。

黒沢事務局長：基本的態度は国鉄電化を不動国策として取上げ至急決定し、為しとげ得る最大の速度で以て遂行される事を勧告するという事であつて何年間に何料という事は指定しない。

伊藤委員：失業対策となるというのは従業員が増えるという事か。

黒沢事務局長：否。3400軒で従業員は3000人減るが2事に対しては人間が要るし、電気器具等のメーカーに人を吸収できるという意味である。

佐藤委員：電気機関車の製造能力の不足とはどの値になるか。

大幡委員：この計画によれば年度別にどの値石炭が節約されるか。

黒沢事務局長より数字をあげて説明。

堀委員：国家的に見た節減の問題を説明されたい。

黒沢事務局長より工事費、石炭量等の数字をあげて説明。

瀬藤委員：電気の方の勘定を一つ

前沢阿部沼辺事務局長より数字をあげて電気エネルギー論、

石炭の需給電化工事費について大々説明。

大束関係官：電気運轉費のうち電気料について。

瀬藤委員：水力発電力の供給の部分を大体とつて、も様だが、火力発電の区間もあるだろうし、石炭の値段をどうみているか。

阿部、黒沢事務局長：もう一度やり直す積りだが、その点は弾力性がある。

並木（小柳専門委員代理）：全線電化で節約される石炭量は間違いないではないか。

黒沢事務局長より説明

三井参事：石炭節約という根拠に水力と火力で発電した場合火力発電の石炭は差引いてあるか。

黒沢事務局長より説明。

堀委員：電力とエネルギーの合理的使用という点と、長期計画が全道の作業構想では生活水準の向上から困難であるが、この様な決り手から出発しなければならぬという点を強調したい。ふでをただ運ぶかというのは弱くないか。

新井関係官：国鉄自身の財政の枠内でやるのか、どうかについて勧告するのか。

内海委員：誰がやるというのではなく国としてやらなければならないという事を勧告して、それを誰にやらすかは觸れていない。それでいい。

大木関係官：資金の問題は資源委員会の枠外に出る、なし得る最大限ということである。

内海委員：この作業については感謝する。又この勧告案については全面的に賛成する。この一年間に色々勧告案が出たが、この勧告案一つ出しただけでも資源委員会の一年間の成果は現れし得た様に思ふ。

瀬藤委員：内海委員と同意見である。会長が来て居られるし是非之をやられる様に進めて貰いたいという事を願う。

大幡委員：現在の情勢であればこそ出しておくべきである。

議長：勧告案の採択については異議がないが、なし得る最大速度という表現にするか、5年間に何千社という表現をとるか、最大の速度でいいと思われるか。

堀委員：それで十分意思が表示されているか。

安芸事務局長：適当な表示方法であると思う。

（採択の結果満場一致で可決）

内海委員：素人が成程と思う様に判りやすく10頁程にまとめる機会ある毎に呼びかける事が出来る資料を作る事が望ましい。

安芸事務局長：色々な層に対し各種の形で発表する様にする。

堀委員：勧告の最初の書簡に「へ」により勧告する」と書いてあるが、それは決っているから省くかどうか決めた方がいい。

議長：政令及経理庁令の条文をもちだし勧告の根拠をはつきりした方がいい、という意見だが如何。

（異議なく決議した）

議長：閉会の挨拶

経済企画庁図書館

K00003383

